

金融機関・滋賀県信用保証協会提携保証制度要綱 (スピードパッケージ・ウィズ2024)

1. 目的

本制度は、別途提携保証の覚書を締結した金融機関（以下「金融機関」という）が、中小企業者（以下「企業者」という）に対して行う経営に必要な事業資金の融資のうち、金融機関が保有する信用格付による一定水準の要件を具備したもので、滋賀県信用保証協会（以下「保証協会」という）が信用保証の依頼を受けたものについて、簡易・迅速に保証の手続きを行い、経営に努力する企業者の迅速で円滑な資金調達に資することを目的とする。

2. 対象者

本制度の対象者は次のとおりとする。

- (1) 滋賀県内に住所又は本店を有し、同一事業を2年以上営業しかつ2期以上の決算を実施しており、申込時点において申込金融機関で融資取引があるもの。
- (2) 金融機関で一定以上の格付けを有し、金融機関の所定の審査により融資することを適當と認め、かつ支店長が推薦するもの。
- (3) 保証協会で算出するC R Dモデル3・4（以下「C R D」という）のカテゴリーが4以上であって、保証協会の所定の審査により保証することを適當と認めたもの。

ただし、個人は、正規の簿記の原則（複式簿記）により記帳をし、最高55万円（e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円）の青色申告特別控除の適用を受けられる事業者に限る。

- (4) 他の保証協会を利用している企業者については、当協会が主たる取引であること。

なお、主たる取引の判断は申込時点の保証債務残高の多寡とする。

- (5) 既保証付融資および既プロパー融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと。

3. 保証の条件

- (1) 資金使途

事業資金とする。

但し、旧債振替は申込金融機関の一般保証、提携保証および保証協会が認めたものに限る。

- (2) 保証限度

本保証の一企業者あたりの限度額は次のとおりとする。

但し（3）に定める保険限度の範囲内とする。

- ① 金融機関の信用格付が各金融機関と締結した覚書のA水準にあり、かつ保証協会のC R Dカテゴリーが5以上の企業者は1億6,000万円とする。

- ② 金融機関の信用格付が各金融機関と締結した覚書のA水準にあり、かつ保証協会のC R Dカテゴリーが4の企業者は8,000万円とする。
- ③ 金融機関の信用格付が各金融機関と締結した覚書のB水準にあり、かつ保証協会のC R Dカテゴリーが5以上の企業者は8,000万円とする。
- ④ 金融機関の信用格付が各金融機関と締結した覚書のB水準にあり、かつ保証協会のC R Dカテゴリーが4の企業者は5,000万円とする。
- ⑤ 金融機関の信用格付が各金融機関と締結した覚書のC水準にあり、かつ保証協会のC R Dカテゴリーが4以上の企業者は2,000万円とする。

(3) 保険限度

一企業者あたりの保険限度額は、次のとおりとする。

- ① (2) 保証限度①に該当する企業者は無担保保険枠8,000万円、普通保険枠2億円のうち8,000万円の範囲内とする。
- ② (2) 保証限度②～⑤に該当する企業は無担保保険枠8,000万円の範囲内とする。

※いずれも一般関係に係る保証に限る。

(4) 保証期間

10年以内（据置期間1年以内）

(5) 貸付形式

証書貸付、手形貸付

(6) 返済方法

分割返済、一括返済（1年以内）

(7) 貸付利率

金融機関所定利率

(8) 担保

不要

(9) 連帯保証人

必要に応じて徴求するものとする。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

※【金融機関連携型】に合致する場合は経営者保証不要

※【事業者選択型経営者非提供制度（横断的制度）】を選択する場合は経営者保証不要（普通保険利用の場合を除く）

(10) 保証割合

金融機関の選択した責任共有制度の方式によるものとする。

(11) 協調融資

協調融資を実行する場合の条件は以下のとおりとする。

- ① 本保証付融資と同額以上のプロパー融資を実行すること。ただし、同時実行する本保証付融資が既保証付融資の借換を伴う場合は、既保証付融資の残高を控除した額以上のプロパー融資を実行すること。
- ② 繰上返済を行う場合は、原則として本保証付融資とプロパー融資の融資残高で按分した金額をそれぞれ償還する。

- ③ 協調融資のプロパー融資期間は、本保証付融資と同期間とする。
- ④ 連帯保証人については本保証付融資と同条件とする。
- ⑤ 新たな担保は取得されないこと。

(12) 信用保証料率

【協調融資実行無しの場合】

(単位 : %)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
法人 個人	—	—	—	1.35	1.15	1.00	0.70	0.50	0.35

*会計参与設置会社割引0.1%は利用可能。

【協調融資実行ありの場合】

(単位 : %)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
法人 個人	—	—	—	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30

*会計参与設置会社割引0.1%は利用可能。

(13) その他

不動産業者の商品仕入資金は対象としない。

4. 審査及び保証事務

金融機関は本制度に係る審査を行い、適當と認め、かつ支店長が推薦できるものを保証依頼する。

本制度の事務処理の方法は次のとおりとする。

(1) 顧客から打診を受けた金融機関は、個人情報の取扱に関する事前同意を得たうえで、保証協会に直近の決算における格付を通知し、カテゴリー、残高の照会を行う。

この際、必要となる直近の決算書・申告書等が保証協会にない場合は、郵送等により送付する。

(2) 保証協会は金融機関の照会に対し、直ちに回答し回答記録を残す。ただし、直近の決算書・申告書等が必要な場合は、その旨金融機関に伝え、当該書類の到着後速やかに処理したうえで回答する。

(3) 本回答の有効期間は10営業日とし、超過した場合は無効とする。また、回答後保証依頼までの間に別の保証申込があった場合は別の保証申込が優先され、有効期間内でも回答を無効とする。

(4) 保証協会は、金融機関の審査をふまえ、申込受付の翌日から原則2営業日以内に保証の諾否を決定する。

5. 覚書

金融機関は、保証協会と覚書を締結するものとする。

6. その他

この要綱に定めのない事項は、一般保証の取扱に準ずる。

7. 実施期間

令和6年10月1日～令和9年3月31日（保証申込受付分まで）

附 則

本要綱は、令和6年10月1日より施行する。